

懲戒処分の公表について

下記のとおり、当機構職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 被処分者
支部 主任 50歳代 女性
- 2 事案の概要（処分の理由）
被処分者は、平成20年4月から住居手当の受給要件（家賃の支払い、居住の実態）を満たしていないにもかかわらず、住居手当を受給し、それに伴い通勤手当も含め4,213,200円を不正に受給した。
なお、不正受給額は全額返納済みである。
- 3 処分年月日
令和元年9月20日
- 4 処分量定
減給3月 1/5

- 1 被処分者
支部 係長 50歳代 男性
- 2 事案の概要（処分の理由）
被処分者は、駐留軍等労働者の労働者災害補償保険に係る平成31年1月分の休業補償給付支給請求書1件について、前月分が処理済みであるにもかかわらず、未処理であると錯誤し、前月分も併せて処理しようと日付けを書き換える改ざんを行ったうえ関係機関に提出するなど、公文書を不適正に取り扱った。
なお、給付金の支給前に事実関係が発覚したため、当該非違行為による給付金の過払いは発生していない。
- 3 処分年月日
令和元年9月20日
- 4 処分量定
停職1月

問合せ先：総務部総務課長 生形 良隆
電話：03-5730-2163